



◆ ECB～緊急資産購入プログラム実施～

- 欧州中央銀行（ECB）は、7,500億ユーロの緊急資産購入プログラムの実施を決定しました。
- 今回の追加緩和策に対しECBは、『この非常に困難な時期を通じて、ユーロ圏のすべての市民を支援するという役割を果たすように努力』し、『経済のすべてのセクターが、この経済的ショックに耐えられるよう、資金調達条件を緩和し支援』すると述べる等、従来以上に強力なサポートを行っていく意向を示しています。

【緊急資産購入プログラム実施決定】

ECBは2020年3月18日（現地時間）、7,500億ユーロにのぼる緊急資産購入プログラムの実施を決定しました。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、経済だけでなく、金融市場に対しても大きな影響を及ぼしています。

このような中、ECBは3月12日の定例理事会で決定した追加緩和策に加え、今回の政策を行うことで、ユーロ圏経済をさらに強力にサポートしていく考えを示したものと見られます。

<今回の政策の概要>

- 民間および公的部門に対し、7,500億ユーロの緊急資産購入プログラムを実施。
- 購入期間は2020年末まで（危機段階が終了したと判断された所で終了する可能性あり）。
- 既存の資産購入プログラムの購入対象となるすべての資産を対象とする。
- 新たに、信用の質が十分と認定される金融機関以外のコマーシャルペーパー（CP）を購入対象に。
- 各企業が借り入れ等を最大限活用できるようにするため、担保基準の緩和や申請手続きを容易に。

【より『柔軟な』資産購入】

現在、ECBは購入する資産のそれぞれの額について、一定のガイドラインを設けています。このガイドラインは経済規模や発行額等で決まるため、結果的にドイツ国債の購入額が最多となります。

ECBは今回の7,500億ユーロ分の購入について、『柔軟な形』で実施するとし、従来のガイドラインは維持するものの、同時に柔軟な形で、資産クラスや購入額等を変更できるようにとしています。

なお、このことは、将来的な購入ルール（例：ECBは各国国債発行残高の33%まで保有可能）変更も見据えた対応とも考えられます。

【『なんでもやる』ECB】

今回発表した声明文で、ECBは『非常に困難な時期を通じて、ユーロ圏のすべての市民を支援するという役割を果たす』や、『経済的なサポートのため全てのオプションを検討する』等の文章を盛り込み、従来以上にあらゆる対策を講じる姿勢を示しました。

市場変動性が高まる場面が多い中、危機的状況にある国を生み出さない努力を全力で行っていく方針と見られます。

出所：ECB、各種資料を基にドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成

※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もししくは示唆するものではありません。

当資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の投資商品の推奨や投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は、信頼できる情報をもとにドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。当資料記載の情報及び見通しは、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として記載したものであり、その銘柄・企業の株式等の売買を推奨するものではありません。

#-200319-2

■ レポートの作成・配信は

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.85%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.068%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。

投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会